

令和6年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(岩舟地域)

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
1	学校前	【不法投棄について】 ①不法投棄の禁止の看板について、現看板の効果はないに等しい。ゴミを拾ってもその数時間、数日後にはゴミが投棄されている。看板の内容を変えてもらいたい。 ②栃木市自体で不法投棄のキャンペーンを年2～3回実施したらと思います。内外にアピールする事によって、不法投棄している人に伝われば減少するのではと思います。 ③小中学校の環境に対する教育についてお聞きしたい。これは市民の資質の向上に繋がるからです。	【クリーン推進課:TEL 31-2447】 ①効果を高めるため、文字を主体としたものではなく、イラストを中心とした視覚に訴えかける看板を作成することを検討しておりますので、作成後にあらためてご案内いたします。 なお、自治会からご申請いただければ、最長2か月間、不法投棄監視用のカメラを貸出しておりますので、活用をご検討ください。 ②不法投棄の防止、抑制につきましては、年間を通して不法投棄監視員が3班体制で市内の各地域を巡回し、パトロールを行っております。また、6月と10月を監視の強化月間として設定しております。今後についても、パトロールを実施していること、不法投棄は犯罪行為であること等を広く周知してまいりたいと思います。 【学校教育課:TEL 21-2268】 ③環境教育は、広範囲で多面的、総合的な内容を含んでおり、各学校においては各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の中で相互に関連させながら、地域性も踏まえて教育活動全体の中で実施しております。 例えば、小学校段階では、道徳科の自然愛護に関する価値項目や社会科のふるさと学習と関連させながら、総合的な学習の時間において地域の自然環境や産業について調べる学習活動に取り組んでいる学校があります。 また、中学校段階では、社会科における環境、資源、エネルギー問題などの今日的な諸課題についての学習、理科における自然観察やエネルギー学習の充実、技術・家庭科における資源や環境に配慮したライフスタイルの確立などを、相互に関連付けながら学習を充実させている学校があります。	【担当課:クリーン推進課:TEL 31-2447】 新たにイラストを中心とした看板を作成し、その旨を自治会へ情報提供いたしました。 【左記回答要旨のとおり】 【担当課:学校教育課:TEL 21-2268】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
2	鯉ヶ島	【大型施設等設置開発に係る監督・指導について】 物流倉庫や工場移転、残土等の廃棄場の設置計画が申請された際には、申請内容の精査はもちろんですが、関係する周辺住民への説明・協議の機会を確実に設けるよう、強く指導をお願いします。 また、当該計画が実行される場合には、完成後も含め、都度計画に合致した環境が維持されているか否か、監督・指導に努めて頂きたい。 現在、当自治会内では大規模物流施設設置計画が進行していると聞いています。地域住民への説明を求めています(市に対しても要請中)、何ら実行に移されていません。更には買収されたとされる地域内を通貫する農道は、何ら管理されないままに、通行不能の状況にあります。 市としてはこうした状況を把握し、適切な指導・助言をすべきではないでしょうか。 これまでも、工場の移転や物流施設が設置されていますが、これらについての事前説明が無いばかりか、稼働後の騒音、周辺道路の未管理等、多くの弊害が発生しておりますが、改善を申し入れしても改善されていない状況にあります。一方、既稼働物流施設については、2019年水害を拡大した一因と推量し、市(危機管理室)に経過説明を求めたところですが、書類が揃っていれば認めざるを得なかったとの回答でした。現地での事前チェックと、危機管理に基づく対策指導が有れば、大難が小難で済んだものと考えています。是非ともご検証をお願いします。	【総合政策課:TEL21-2303】 【危機管理課:TEL21-2552】 【環境課:TEL21-2422】 【道路河川維持課:TEL21-2774】 【都市計画課:TEL21-2433】 残土廃棄場の設置計画について、市土砂条例に該当する場合には、内容を精査するとともに、周辺住民への説明会を義務づけております。 また、現在計画されている大規模物流倉庫施設については、開発面積が5ha以上あり、県が定める大規模開発事業計画に該当し、市との事前協議の中で地元自治会との調整が必要となることから、説明会実施の要望を事業者に伝え自治会向けの説明会を実施するよう指導いたします。 なお、都市計画法に基づく開発行為の協議・申請がなされた際は、開発区域内の雨水処理など、開発による周辺への影響がないよう、指導、審査を行ってまいります。 農道につきましては、開発区域内に含まれ、自己所有地への往来がなくなったため、通行不能となったものと思われますので、地先の所有者への指導など、通行に支障がないよう適切な管理を行ってまいります。 併せて既存の工場、物流施設からの騒音、道路の未管理など、周辺への影響につきましては、関係課より適切な管理について指導してまいります。 なお、大規模開発事業計画に基づく開発が行われる際、開発区域が浸水想定区域等に該当する場合は、防災対策に係る助言を行っております。	【左記回答要旨のとおり】 【総合政策課:TEL21-2303】 【危機管理課:TEL21-2552】 【環境課:TEL21-2422】 【道路河川維持課:TEL21-2774】 【都市計画課:TEL21-2433】
	参加者 (鯉ヶ島)	【当日再質問】 この回答の内容ですと、不満でございます。このことは、この後も、別の機会で話させていただきたいと思いますが、確認させていただきたいことがございます。 このふれあいトークの資料を提出したあとに、職員からではなく、間接的に、ふれあいトークに出す要望書としてはそぐわないので、取り下げてほしいというお話がありました。 果たして、ふれあいトークにふさわしいかどうか、ふさわしくなければ取り下げると、そういった圧力があるのかどうか。また、こういった内容が、市の担当職員以外の方に開示されるのかどうか。本来なら、私も市の方に出した資料ですので、それ以外の方に伝わるのが果たして適正なのか。 市の方からではなく、別の方を介してこちらに来るという話がちょっと解せません。そういうことがあるのかどうか、お聞きしたい。 また、令和3年のときに説明会をしてくれと言ったにも関わらず、その内容はその業者の方には「あまり問題を起こさないようにしてくれよ」ぐらいにしか伝わってなかったと聞いております。我々が言ったことがきちんと相手に伝わっていないという現実も、色々なやり取りの中で聞いておりますので、ちょっと襟を正していただいて、きちんと住民が安心して生活できるような行政運営をしていただきたいという思いがありまして、確認をさせていただいております。 もう一度、後で直接でも結構ですし、文書でも結構ですし、新たに回答をいただきたいと思います。	【総合政策部長】 まず、回答の概要についてお話をさせていただきます。 現在、計画されている大規模物流倉庫の施設につきましては、面積が5ヘクタール以上ということで、県の許可が必要な事業になっております。その前段として、市がこういう心配事、懸念があるので解決する必要がある。という意見を県に伝えるという段階でございます。 現在、県の方に意見を伝えております中で、回答にも一部ございますが、地域住民の方に十分に説明をしながら進めていく必要があるということ、また、事業者に対しても、地域の方に十分説明をお願いしたいということを伝えているというのが現状でございます。 次に、事前にいただく質問の中には、そぐわないものがあることもございます。ただ、今回頂いた内容は、全くそういったものではありませんので、これを取り下げる必要もございません。 皆様から、生活上の安心安全に関するご意見などについて、直接お伺いする場ですので、そういった事を聞かないようにという動きについては、これはあってはいけないことだと思っておりますので、もし今後そのような動きがございましたら、ふれあいトークを所管しているのは広報課になりますので、ぜひご連絡をいただきたいと思いますと思っております。 今後も引き続き、真摯に皆さんの声を市政に生かしていきたいと思っております。 【副市長】 部長からもお話がありましたが、ご要望の通りだと思いますので、改めて事実関係を確認し、個別にご説明をさせていただきたいと思っております。	

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
3	曲新田	【曲新田自治会の農振農用地について】 曲新田自治会の農振農用地について、調査し、廃止するよう栃木市に働いていただきたく願います。 現状では不動産価値無しです。	【農業振興課:TEL 21-2381・2379】 「農振農用地」とは、農業振興地域の整備に関する法律により、「将来的に農業上の利用を確保すべき土地」として「土地改良事業の受益地」や「10ha以上の集团的農地」の要件を満たす農地を指定することが定められています。曲新田自治会を含む岩舟地域では、昭和45年度に農振農用地の区域を設定し、以降、土地改良事業を実施した農地を追加してまいりました。 農振農用地には、農業関係の補助事業の優先的な採択・税の優遇のほか、虫食い状の開発を防ぐ効果があります。 上記要件を満たしている農地を一括して農振農用地の区域外とする（廃止する）ことは法律上出来ませんが、開発などで一定の要件を満たすときには、農振農用地区域を変更することが可能となりますので、その際は農業振興課にご相談をお願いします。 なお、農業後継者の問題等で耕作が難しくなった場合には、農地の売買や貸し借りを支援する仕組みがありますので、農業振興課または栃木市農業公社にご相談をお願いします。 【農業委員会事務局:TEL 21-2395】 農地を農地以外の用地に変える場合は農地転用許可が必要です。農地転用の許可については、農地法に基づき、転用目的の妥当性、実現性等を審査いたします。 農地の転用についての窓口は農業委員会となりますので、農業委員会にご相談くださいますようお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:農業振興課:TEL 21-2381・2379】 【担当課:農業委員会事務局:TEL 21-2395】
4	鷲巣	【防犯カメラの設置費補助制度におけるWi-Fi環境の追加について】 私たちの公民館は、鍵の管理や防犯、防災といったことを考慮し、市の補助制度を使用して防犯カメラを設置することにしました。これは、高齢化少子化、年金制度の改正などによる住民の地域活動への参加低下に対して人に頼らない機械化が必要であると感じたからです。 しかし、そもそも公民館の目的は施設の安全管理だけでなく、その施設が地域コミュニティ形成の場として提供すること自体が重要です。防犯カメラ設置に伴いシステムを検討すると、Wi-Fi環境に接続することで防犯カメラからスマホへと経由して利用状況が直接見ることが可能となります。さらに、Wi-Fi環境が地域のコミュニティ形成としての様々なコンテンツが使えることがわかりました。コンテンツは子どもの学習やお年寄りの楽しみにもなり、地域にとって様々な情報を得ることができます。 そのため、要望として行政がその重要性を認識して頂き、Wi-Fi環境管理の一部を補助していただくことで、新たな地域コミュニティが作れると思います。 是非、防犯カメラの設置補助にWi-Fi環境管理の一部補助も加えて頂きたいと要望します。	【交通防犯課:TEL 21-2151】 【地域政策課(栃木公民館):TEL24-0352】 自治会活動の拠点でもある自治会公民館において、様々な情報を得て住民の地域活動への参加を促すことは、市としましても、とても重要なことと認識しております。 当市の防犯カメラ設置費補助金交付事業につきましては、犯罪防止目的での防犯カメラの設置に対しての補助ではありますが、地域コミュニティ形成のために必要な備品の整備に係る補助事業としまして、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業がございしますので、制度の活用をご検討いただければと思います。詳細につきましては地域政策課栃木公民館係までお問い合わせください。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151】 【担当課:地域政策課(栃木公民館):TEL 24-0352】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
5	山の腰西	【ウッドチップパー（竹粉碎機）と運搬用軽トラを市が購入し、個人に安価で貸し出すシステムをつくって欲しい】 岩船山南麓に位置する山の腰西自治会は、高齢化が進む会員数40世帯ほどの自治会です。 周りに竹林がある家屋が多く、以前は竹を切っては、家の周りで燃やすなどして、自宅周辺的环境整備を行っていました。しかし、近年は切った竹を燃やして処理することが、消防署の指導で難しくなっています。また、高齢のため手がつけられず荒れた竹林や家屋が竹に囲まれ日差しが差さなくなった家も見られます。 そのような環境を改善するには、ウッドチップパーを使い、竹を細かく砕くことが有効で、さらにチップが肥料や土壌の改善にもつながります。全国各地でもウッドチップパーを行政が貸し出し、有効活用している事例があるようです。 地域の良好な環境を維持することは、防犯の面や過疎化を防ぐという意味でも大切なことと考えています。 今のままでは、良い環境をつくろうという思いがあっても難しい状況です。どうぞ趣旨に賛同いただき、上記のシステムを栃木市でも早く導入されることを要望いたします。	【農林整備課 TEL 21-2388】 【クリーン推進課 TEL 31-2447】 個人への貸出用として、市がウッドチップパーや軽トラックを新たに購入することについては、利用頻度、事故発生時や故障時の対応、維持経費などの課題もあり、難しいと考えております。 また、現在市が所有する軽トラックの貸出につきましても、現在市が加入している任意保険は市職員が公務で公用車を使用する場合しか適用されないため、万が一の事故や故障が発生した場合、迅速な対応が難しく、ご利用頂いた市民の方に、賠償責任が発生する場合も想定されることから、市の公用車を市民の方へ貸出すことは難しいと考えております。 なお、ウッドチップパーの導入につきましては、活動組織の設立など一定の要件を満たす必要がありますが、国の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」制度において、ウッドチップパー等機材の購入費も支援の対象となりますので、制度の活用をご検討いただければと思います。詳細につきましては農林整備課までお問い合わせください。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：農林整備課 TEL 21-2388】 【担当課：クリーン推進課 TEL 31-2447】
6	参加者 （赤羽根）	【市民大学の受講料を本庁以外でも払えるようにして欲しい】 まず市民大学の受講料ですが、本庁の4階に届けに行かなくてはならず、旧市内に住んでいる方はいいと思いますが、遠方に住んでいる人は1,500円を納めるために本庁の4階に行くのは非常に大変。今年は終わりましたが、来年はぜひ改善していただきたい。	【教育次長】 市民大学につきましては、コロナ禍前は、各地区の公民館等でも受講料の受付ができるようにご協力をいただいておりますが、コロナ禍に入り、予定していた市民大学を開校できなかった経緯もありまして、市民大学の初日に受講料を納めていただくような形に変えさせていただきました。 コロナ禍が明け、特に昨年につきましては、まだ受講料は当日ということでお願いしていたところですが、キャンセルが多くなってしまい、受講に来ない、受講料をいただけないというケースが非常に多くなってしまったということで、今年度は事前に納めていただくということで変更したところでございます。 しかし、おっしゃる通り、何人かの方から「わざわざ受講料を納めに本庁の方まで来るのは大変だ」という声をいただいております。来年以降につきましては、また公民館と連携を図りながら、公民館の方で受講料を納めていただけるような形に変えていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。	【担当課：生涯学習課 TEL 21-2491】 栃木市民大学の受講料の取扱いにつきましては、申込者に不便がないように、支払場所や支払方法を検討いたします。
7	参加者 （赤羽根）	【ふれあいバスの時刻表の表記について】 バス停の時刻表ですが、先日、赤羽根自治会の高齢者のグループで栃木駅南口から岩舟線に乗ろうとした際、ちょうど時間にきたバスに乗ろうとしたら、乗れません、ここで終わり、私は休憩ですと言われた。時刻表に書いてあるでしょう、と聞いたら、到着時間ということでした。到着時刻をバス停に掲げる必要があるのかと、ちょっと疑問に思いました。	【生活環境部長】 ふれあいバスのご利用誠にありがとうございます。 栃木駅南口の時刻表につきましては、ご指摘いただいた通り、到着時刻が出発時刻の横に記載してありました。わかりづらいので、事業者の方に出発時刻だけがわかるようにということで指示いたしましたので、またご利用いただけるようなことがありましたら、見ていただいて、何かありましたらご意見をいただければと思います。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：交通防犯課 TEL 21-2153】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
8	参加者 (赤塚)	【ふれあいバスの運行路線、運行時間の見直し、住民参加のワーキングチームの発足の要望】 令和3年度に、多世代まちづくり意見交換会が実施されています。そのときに、私の方から事前質問を3点ほどお渡ししています。そのうちの1点について、今日再質問で確認をしたいと思います。 ふれあいバスの運行路線、運行時間について、利用率や乗車率、コスト面などから見直しをすることにより、今以上に地域の足としてきめ細かな運行と支援ができると思いますが、いま一度現状を見直し、改善を図ってはどうか。必要であればバスの小型化も検討願いたい。 また、住民と話し合いの場としてワーキングチームを作って、行政が主導して高齢化が加速する地域と目的地を結ぶ住民の生活の足となるバスを導入してはいかがでしょうか、というのが私の質問です。 それに対して、市からの回答ですが、要約すると、ふれあいバスについては令和2年度3月に運行ルート等の大規模見直しを行い、その後、利用状況等について検証を行う予定でありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が極端に落ち込み、見直し前と比較検証はできずにいるところであります。今後、利用率、乗車率、コスト面を考慮し、検証を行い、利便性の向上による利用者増を図りたいと考えております。ここで止まっています。 おそらく今も、バスを見るかぎり、あまり乗車率は期待できないので、3年前とあまり変わっていないのではないかと私は思います。この問題に関しては、後々の質問者の時間等もありますので、この場で回答は要りませんが、後日何らかの回答を、私の方にお願ひできればと思います。	【生活環境部長】 ご質問ありがとうございます。お返事については、改めて、何らかの形でさせていただきます。 まずバスの収支率についてですが、新型コロナの影響で5.5%くらいまで落ち込んだこともございました。令和5年度にやっと何とか7.7%まで戻ってきたところでございます。 利用者につきましては、令和元年度が12路線で23万1000人の方に乗っていただいていたのが、令和4年度には19万2000人まで下がりました。令和5年度にはまた少しずつ増えて21万9000人まで増えてまいりました。今後とも、路線のことや、バス停のことなども、皆さんとご相談しながら、ご意見をいただきながら改善していきたいと思っています。 私が岩舟線、小野寺線に乗ったときには、岩舟の街の中から遊楽々館にいらっしゃる方や、小野寺の村檜神社から遊楽々館まで行くという方とか、小野寺小のところからヤオハンまで買い物に行くという方など、色々な利用者の方がいらっしゃいました。今後につきましても、よりご利用いただけるように努力してまいりますので、よろしく願ひいたします。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：交通防犯課 TEL 21-2153】
9	参加者 (赤塚)	【静和川の環境美化活動、川としての機能改善の要望について】 私どもは静和老人会、静寿会という名前で活動しています。県老連が主催しています元気シニア活躍推進事業ということで、私ども静和川の環境美化活動を提案し、採択されまして、早速去年の10月から活動を始めているのですが、川としての機能を損なっているところが多々見受けられました。 そこで、今年の2月、市長に改善要望書をお届けしました。その際、総合政策部長を初め、市の幹部の方が同席をしておられました。市長が的確に担当の方に指示をしていただきまして、それ以後、その担当部署の方は非常に親身になって、私どもの方と色々相談をしたり、関連部署との打ち合わせをしていただいたり、本当に親身になってやっていただいています。 改善要望に対する中身が今非常に見えてきて、私どもも安心をしています。ただ、この静和川の環境美化活動というのは、来年の3月まで続くわけですので、今の窓口になっていただいている部署がこのまま一生懸命に、私どもとやっていただいて、ぜひ良い結果をお聞かせ願えるようお願いをしたいなと思います。改めて市長以下幹部の方にお礼を申し上げます。ありがとうございました。	【都市建設部長】 静和川の環境美化活動に日頃から取り組んでいただきまして、誠にありがとうございます。 川の機能を果たしていないのではないかとということで、ご提案を頂戴しております。今後、機能回復といいますか、その機能が果たせるように、一緒に考えて取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導よろしくお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：道路河川維持課 TEL21-2774 】

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
10	参加者 (山の腰)	【自主防災組織の設立促進のため、市から自治会長宛てに働きかけをして欲しい】 私は、すみよいまちづくりの会いわふねという、栃木市地域づくり推進条例によって平成 30 年 2 月に設立された実働組織で防災委員長をやっております。 今年の 6 月 29 日に地域の自治会の中から防災委員の方を選んでいただいて、その方に防災に関する研修を積んでいただき、自治会の中に自主防災組織を作っていただくということで、コロナの時期も合わせて、今までに 13 回か 14 回くらい研修会をやりました。 岩舟小学校区の自治会は 34 自治会ありまして、その中の 4 つの自治会で自主防災組織ができています。3 年ぐらいで出来るかなと思っていたので引き受けましたが、途中コロナが流行し、活動ができない時もありましたが、あまり出来ていません。 防災委員の方が毎年コロコロ変わるのも問題で、自治会の中で皆さんを集められるのはやっぱり自治会長さんだろうということで、今年は自治会長さんに防災委員になってもらいました。実は先週の土曜日に研修会をやったばかりでして、私の感想としては、まだいまいかな、という感じは受けました。 日本全国で自然災害が多発しているということは、皆さんも知っているわけなのですが、それがいまい伝わらない。自治会長さんも忙しいというの、もちろんありますが、私自身やっていて、もう少し行政の方からの働きかけも必要なのではないかなと、私はすごく感じています。 80 歳以上のお年寄りに、市長さんからメッセージを出していますよね。ああいう形で、自治会長さんの方に少し働きかけてほしいなと思っています。 震災は忘れた頃にやってくるということもありますが、今はそうじゃないですよね。能登半島の地震のように、毎年何かの災害が起こっているわけですから、やはりそれなりの備えというのは、絶対必要だと思っています。だけど、それを自治会長さんに、我々から言うよりも、行政の方から言っていただくというのが必要ではないか。私は、ちょっと現段階では限界があるなと感じておりますので、是非メッセージをいただきたいと思います。	【市長】 本当に熱心に取り組んでいただきまして、ありがとうございます。我々も、もう少し自主防災組織ができるかなと見込んでおりましたが、なかなか思うように増えていかないというのが実情であります。組織を作るには、やはり規約などを作るので、その手続きが大変という話も聞きます。ですから、そういった組織作りのところに行政がお手伝いをして、規約作りや組織作りなどのサポートをしながら一緒に作っていく、ということを積極的に進めていきたいなと思っています。 今、自治会に全員が加入しないという時代になっていますが、災害のときに力を発揮するのは、その自治会組織や、近所、隣の繋がりですよね。私のところも自主防災組織を作りましたが、自治会に加入していない人も自主防災組織に入ってもらっています。 地域コミュニティの力を一番発揮できるのは、自治会組織や、隣近所の助け合いだと思うので、もう少し皆さんが立ち上げやすくなるように、我々も努力をしていきたいと思っています。 【危機管理監】 自主防災組織の立ち上げについてですが、おっしゃる通り、今回の能登半島地震もしかり、過去の災害時もしかり、地域の助け合いという部分、これが非常に重要になっていると思います。本市では、今、全部で 68 の自主防災組織が組織されています。岩舟地域につきましては、9 の団体が組織されているという状況になっています。 自主防災組織の立ち上げに関しましては、立ち上げの際に、初年度は 20 万円、翌年度からは 2 万円の補助金を出していましたが、今年度から、その組織に入る世帯数も加味したうえで補助金を出すという制度にさせていただいておりますが、やはり書類の作成などは大変な部分もあります。本市の方でも、自主防災組織を立ち上げるための説明会ということで、出前講座というものも用意してございます。そういうところでぜひお手伝いをさせていただければと思っています。 自治会の方に対しても、市が全体で行う自治会の会議などもありますので、都度そういうタイミングを見計らい、アナウンスをさせていただき、もっと組織を増やしていければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。	【担当課：危機管理課 TEL 21-2551】 現在、市では、地区防災計画策定・自主防災組織設立支援の事業を公募により行っております。募集の際は、自主防災組織を設立していない市内の全ての自治会長宛に通知をしておりますが、その通知の中で、自主防災組織の設立を呼び掛ける資料などを同封し、周知啓発を図っております。 なお、令和6年度は、岩舟地域の 1 自治会を含む、2 自治会で支援を行いました。次年度以降もこの事業を継続してまいります。

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
11	参加者 (鷺巣)	【岩舟駅南側の開発について】 岩舟駅南側の開発のことについて、話を聞いていただければと思って参加しました。私は鷺巣の岩舟石の資料館で仕事をしていますが、その傍ら、資料館の管理もしています。いろんな方が資料館にいらっしゃいますが、何をしに岩舟へ、と聞くと、まずは岩舟石のことを知った、それから昔あった鉄道のこと、あともう一つ、新海誠監督の「秒速5センチメートル」で岩舟駅を見に来たという若い人が多いです。 若い人たちに、秒速で来たのと聞くと大体、そうですと。どこから来たのと聞くと、一番遠くて兵庫県、それから愛知県からも来ています。何もないあの風景、特に新海誠さんが叙情豊かな感性で岩舟を描いていて、その景色を見に来ます。私もずっと、駅前の南口の開発説明会に出ていましたので、どういう状況で進んでいるかというのは、重々承知しております。農業をやっている方も高齢になって、管理が大変だということも重々承知しておりますが、他の駅前とはみんな同じ風景です。 開発された住宅街になって、網で囲まれた貯水池があって、ああいう風景にだけはしたくない。全国から見に来てもらえる、そういう風景になっていたらなど。開発から後退するような意見になってしまいますが、駅南口があってもいいのですが、あそこはいつも水害になると蓮華川が氾濫し、水浸しになるところなので、そこを利用して、遊水地プラス公園というのが、できたらいいかなと思います。 後世に景色が残せたらいいかなと思って、意見を述べさせていただきました。	【都市建設部長】 JR 岩舟駅南側の開発について、大変貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、岩船山があり、田んぼがあり、自然が残っている風景。私も新海さんのアニメを見ましたが、非常にリアルに描かれておりました。アニメをご覧になった方が岩舟駅に来られた時にがっかりしないようにという、大変貴重なご意見だと思います。 会議に参加されているということで、会議の流れはよくご承知かと思いますが、簡単に現状をご説明します。岩舟駅南側の開発につきましては、平成29年から岩舟駅周辺地区まちづくり検討会を開催しまして、整備基本計画を策定し、地域会議や地元の皆様への周知を行っているところでございます。 その後は、駅西側の踏切改良や交差点の改良など、個別の課題に現在取り組んでいるところでございます。駅南側の、現在田んぼになっているところは、市街化調整区域になっておりまして、市街化編入の手続きがあります。農振農用地というところについては、現状すぐには開発ができないというところでございますが、一方で、コンパクトシティを進める駅前というのは大変注目が集まるところですので、ここをどうしていくかということにつきましては、皆様色々なご意見をお持ちかと思っております。 岩舟地域の皆さんとともに考えていきたいと思っておりますので、引き続き様々なご意見を頂戴できればと思います。何卒よろしくお願いいたします。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：市街地整備課 TEL 21-2309】
12	参加者 (三谷東)	【岩舟公民館職員の対応について】 6月19日の水曜日に岩舟公民館におきまして、両替を頼みましてところ、職員の方が千円札に両替してくれるという感じだったのですが、そこに別の職員から、公金を触るのは横領だと言われました。 きちんとしたところで聞いたところ、盗んだわけじゃないから横領という罪にはならないですよと言われました。長年、公民館でボランティアをやってきましたが、公民館に行くのがちょっと怖くなりました。職員のその顔を見ると、ちょっと怖く感じるんですが、いかがなものでしょうか。	【地域振興部長】 対応した職員が犯罪名を具体的に述べてお話をしたというのは、大変私も遺憾に思います。この場で私も謝罪させていただきます。本当に申し訳ございませんでした。 今後、こういった対応を職員がしたのかを確認させていただきまして、そういうことがないように、私の方も指導してまいりたいと思っております。今回は本当に申し訳ございませんでした。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：岩舟地域づくり推進課 TEL 55-2500】
13	参加者 (三谷東)	【遊楽々館の天井のカビについて】 遊楽々館のお風呂は今日明日と休みになっていますが、天井がカビだらけです。カビの胞子が飛んでいて、椅子もカビが生えております。何回か言っているのですが、わかりましたと言われ、何年も経っています。私が掃除してもいいのなら、椅子ぐらいは掃除するのにはと思います。天井の掃除はできませんが、今お風呂が故障していますから、天井を貼리카えたらどうでしょうか。 20年ぐらい経っていると思いますが、20年経てば天井はもうカビだらけです。皆さん健康だからカビの胞子を吸っても誰も病気になっていない様子はないですが、衛生上良くないのではないかと思います。	【保健福祉部長】 指定管理者と市の担当部局で月に1回、定期的な協議を持っておりますが、天井の話というのは今まで出てきたことがなかったのですが、改めまして、よく状況確認をさせていただいた上で、対応策を検討していきたいと思っております。 ただ、天井を全面的に張り替えるという形になると、大変大きな工事になり、休館の期間もある程度必要になってくるかもしれませんし、改めて設計や予算措置が必要になる部分もあるかもしれませんので、専門の技術関係の職員と確認をしながら進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。	【担当課：健康増進課 TEL 25-3500】 指定管理者において、令和6年11月から天井のカビ除去清掃を業務委託により順次開始しております。 女性風呂から着手し、順次男性風呂へと移行していく計画で実施していますが、休館日を利用して少しずつ進めているため、全てのカビ除去清掃の完了は令和7年3月末を見込んでおります。 また、椅子のカビについては、週に1回カビ取り剤を使用して清掃を行っておりますことを申し添えます。

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
14	参加者 (和泉第一)	【サッカースタジアムについて、使用料及び固定資産税の徴収はどうなっているか】 ふれあいトークの企画をありがとうございます。なかなかこういうチャンスはないので。以前にも発言しました、サッカースタジアムの件です。裁判の前にも、なんでこんなことになったのか、常識外れじゃないのかということで質問しました。 昨年11月18日、高等裁判所で判決がありました。一般市民は、ほぼ全員が納税義務を果たしています。しかし、一企業のために、しかも10年間も無税、不公平の極み、当然の判決です。あれから半年過ぎました。その後の使用料、固定資産税の徴収はどうなっていますか。 一般の人は一件落着で少しはほっとして、だけど、何回か議会の傍聴に行っても、サッカースタジアムに関する答弁はちっともすっきりしない。だから、その確認のために今日発言しました。 最後に、裁判にかかった費用、地方裁判所は30万、高等裁判所が550万、合計580万。市長さんにお伺いします。580万の裁判費用の件で、市長さんの胸中をお伺いします。	【経営管理部長】 固定資産税の件につきましては、ご承知のとおり、私ども地方公務員には守秘義務が課せられております。また、地方税法におきましても、税の課税内容でありますとか、納付の状況とかそういったものについては守秘義務が課せられておりますので、法律的な縛りがあるという前提をご理解いただければと思います。 私どもも判決を受け入れて、それに基づいて真摯に事務を執行させていただいたところでございますので、その点ご了承をいただければと思います。 【都市建設部長】 公園使用料の支払いにつきまして、回答させていただきます。使用料の支払いにつきましては、相手方と支払いについて合意をしております。ただ、納付については現在手続き中でありまして、その手続きの細かい内容について現在協議を行っているところでございます。協議内容につきましては、この場ではお答えは差し控えていただきたいと思いますのですが、いずれにしても、しかるべきタイミングで、まずは議会の方にご報告を行ってから公表させていただきたいと考えております。 【市長】 我々は、地域の活性化、それからスポーツの振興、そして子どもたちの健全育成という意味において、大きな効果が期待されるということで、判断をいたしました。しかしながら、人口減少の進む中で、地域の活気をどうやって作っていくか、そういった地域の実状を理解していただけなかったことについては、大変残念に思っております。裁判結果が出たわけですから、その結果に基づいて、手続きを進めているところであります。 私も、判断を迫られたときに、このことが将来の栃木市のためになるのか、そして子どもたちの将来のためになるのか、常にそのような判断をしているつもりであります。色々な意見があると思いますが、将来、あの時にここに作っていてよかったなと、そう思われるように、これからも努力してまいりたいと思っています。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課:税務課 TEL 21-2271】 【担当課:公園緑地課 TEL 21-2413】 過年度分の公園使用料につきましては、令和6年11月11日に全額納付されました。

15	参加者 (和泉第二)	【地元と行政とサッカーを営む人たちで、地域の活性化について話し合う機会を作ってほしい】 サッカースタジアムの件ですが、私はスタジアムが出来るということで非常に大喜びをした１人です。市民の方がどれほど反対しているかわかりませんが、裁判の結果としては、固定資産税や使用料の免除を認めることはできない、ということでありました。 私は、毎回サッカースタジアムに通っている１人です。下野新聞に掲載されましたが、「昇格をかけた県グリーンスタジアムでの試合で印象に残ったのは、少ないながらも熱い声援を送るサポーターの中から聞こえてきた子どもたちの声、クラブが地域に愛されていることが伝わってきた。」とありました。先の試合でも2,000人を超える人がお見えになりました。入場者数も徐々に増えて、特に応援団の最前列で子どもがドラムを鳴らしながら、ものすごい声援を送っています。日々応援団が増えていて、その応援団の声に呼応するかのように、サッカー選手が素晴らしい技を見せて得点して勝つ。声援があるから勝つんだなというのを実感しながら、毎回応援させていただいています。 静和まちづくり協議会も応援させていただいて、28日にサッカー教室をやらせていただきますが、やはり、プロのサッカー選手が来て教えてください、プロの選手が直接教えてくださいなんてことはありませんから、本当に希望溢れるところで良かったなと思っています。 今2,000人を超える人が年間で15日、見に来るわけです。日本中から、相手のチームも来てくれているわけで、来場者は3万人を超えます。今度J3に昇格すれば、もっと多くの人が来られると思います。地域に年間3万人を超える人が来るということは、本当に夢のようなことだと私は思っていますので、その人たちを、どのように栃木市内を巡ってもらえるのか。大平に行けばフルーツ狩りもできるし、素晴らしい環境なので、それをどうしていくのかということだと思います。 全国から栃木市に人が来て、活性化する。私はこの地域が活性するところを見たいです。これはもう、栃木市の構想の中に入れなくてはならないと、私は思っています。自然の家、サッカー場、こんな大きい建物があればいいのに、人の流れがないのはいかがなものかと、いつも思っていますので、ぜひこういう問題を、地元と行政とサッカーを営む人たちと、皆さんで話し合いをするような機会をどんどん作っていただければと思っているのですが、いかがでしょうか。	【地域振興部長】 サッカースタジアムにおける地域活性化という観点からお答えいたします。岩舟総合運動公園サッカー専用スタジアムは令和2年にサッカー専用スタジアム、サッカー専用練習場が整備され、栃木シティのホームスタジアムとして使用されております。現在は、地元のスポーツ関連イベントなどでも活用されているかと思えます。 今シーズンはホームゲーム戦として現在6試合が行われております。観客動員数は6試合で9,111人、1試合平均しますと1,519人。昨シーズンは関東1部リーグであったわけですが、2割ほど増えています。全国の対戦チームの応援団も当然応援に駆けつけておりますので、かなりの経済効果が期待されると感じております。 また、栃木シティの選手やスタッフ、サッカー専門学校の生徒などを含めると142名の方が所属しております、そのうち68名が本市に居住していることを確認しております。これは、地域の活性化や支出、消費などによって地域経済にも貢献していると感じているところでございます。 岩舟地区の体育祭や福祉まつり、健康マラソン、駅伝大会の他、市が主催する事業でスタジアムを無料で使うことができるということになっております。また、栃木シティが主催で行う市内の小・中学生を対象にしたサッカー教室が年10回ほど行われております。他にも、栃木シティが他の地域で試合を行う、アウェイの試合の場合、栃木市からも応援できるよう、大型スクリーンでパブリックビューイングとして、スタジアムを無料開放しております。これらは、活気ある地域づくりに貢献したいとシティ側から提案をいただいております。現在も実施していることでございます。さらに、サッカー専門学校生は、今年開催されました岩船山クリフステージの運営に携わるなど、地域との関わりを積極的に図っているということは、一定の評価に繋がるのではないかと思います。 我々としては、市民ひとりひとりがスポーツに関わる社会を目指すという理念のもとに、サッカー専用スタジアムやサッカー専用練習場の様々な活用方法を、今後も栃木シティと協議してまいりたいと思っております。栃木シティの活躍が地域の活性化、地域のシンボリック存在となつて、市民の郷土愛の醸成を図るためにも、一緒に応援していくことが必要ではないかと考えております。応援いただいております。 【副市長】 私の方でも2点ほど補足をさせていただきます。 ご承知かと思いますが、市では、食とスポーツを関連付けて観光振興に生かすという計画を策定しております。具体的には、大平のブドウ、岩舟のブドウとスタジアム、観光農園、花センター、この街道沿いをイメージして、スポーツ、それから食の魅力を高めて、観光振興に努めていきたいというような計画です。この計画に基づいて、しっかりと連携を図ってまいります。 もう1つは、スタジアムの件で、2つのご意見を2人の方からいただきましたが、サッカーチームについて、その時点では、まだJリーグに上がる見通しすら立っていないというのが判決文の中でございました。その公益性については、固定資産税や使用料を減免するだけの公益性はないということをはっきり言われてしまったわけですが、現時点において、先ほど部長も述べましたように、Jリーグ入りが目の前になってきたという状況にあります。 もちろん、判決を受け入れ、使用料と固定資産税は払っていただくという方針で動いておりますが、公益性について、先ほど部長が申し上げたような、地元と市とスタジアム、栃木シティ側が連携して、公益性が高まって、皆さんにも納得していただけるようなスタジアムのあり方、チームのあり方というのを一生懸命模索してまいりたいと思っております。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：スポーツ課 TEL 25-0930】 【担当課：総合政策課 TEL 21-2302】
----	---------------	---	---	---

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
16	参加者 (鯉ヶ島)	【危機管理課の業務、市の事業に対する危機管理の分野のチェック機能について】 本日、危機管理に関する話が何点か出ていますが、被災した当時、危機管理課にお邪魔して、色々お話をさせていただきました。その際に危機管理課というのは何をやるんですかとお聞きしましたら、危険が皆さんのところに、市民に及ばないように啓蒙活動をするという話でございました。 それも重要なことですが、私は、危機管理課という部署は、市が行う行政の各事業、そういったものに対して、横断して管理監督をしながら、チェックをしていく部署であろうというふうに思っていましたので、危機管理課というの、ただ広報的なことをするだけではないのではないのか、という話をして帰りました。 また、庁内で色々な会議があると思いますが、それら全てに行くのかと聞きまして、行っていない、事業が進んだ後に開示されるだけだという話でした。これが事実かどうかはわかりませんが、そういうことであれば、ちょっと残念だなというふうに思います。 もし、危機管理課がそういう、いろんな事業に対するチェック機能を果たしていないのであれば、私どもが今回出した、いろんな事業があるときに、地域住民に対する説明会、こういったものはぜひ開いていただいて、我々がその事業が適切に運営されるのかどうか、我々に被害が出ないのか、チェックしなくてはならないだろうと思っています。	【市長】 危機管理課の事業は啓発活動だけなのか、そういった質問かと思いますが、それも1つの大事な仕事であると思っています。しかしながら、例えば、今年も台風1号が発生をして、関東地方の方に向いているということがございました。危機管理課においては、職員が夜中を通して、気象状況等を見ながら、本市に何か影響があるようなことがあったら、早く市民に知らせて、避難行動を促すとか、そういう仕事が、私は一番大切であると思いますし、そういった仕事をしております。 福島のア武隈川の町長さんの話を聞きましたが、行政は自助・共助とよく言いますが、その前に公助があるんだと聞きました。公助とは何かというと、啓発活動です。 災害が起きたときに、避難するのなら、なるべく明るいうちに避難をする。そして、避難が遅れたときには高いところに避難をするということが大事で、それは啓発活動で広めていく。その町長さんがおっしゃったのは、そこで町だけでも7名の方が犠牲になった。2階があるのに1階で犠牲になったと聞きました。2階に上がれなかった。水が押し寄せてきて、タンスとかがひっくり返って、階段に上がれなかった。そういう助かる命が助からなかったというのは、やはり、自助の前に公助ではないかと聞き、本当にそうだなと思いました。 そういった啓発活動をしっかりしていくことで、皆さんの命を守ることができるので、それは非常に大切なことです。自助の前には公助があるということを、常に言っておりますが、これからも公助があって自助・共助、みんなで助け合って、それで最後には、やはり公助ということで、行政がやらなければならないことは当然ありますので、いろんな災害を予測しながら、皆さんに少しでも早く情報を流すという、大切なお仕事をしておりますので、これから台風時期になりますが、しっかり職務を果たしていってくださると思っています。	【左記回答要旨のとおり】 【担当課：危機管理課 TEL 21-2551】
	参加者 (鯉ヶ島)	【当日再質問】 市長さんがおっしゃった啓発事業が重要だということは重々私もそう思います。例えば、ハザードマップで危険地域のところに何かを作るということになった時に、そのことで何か問題が起きないのか。そのところをチェックしないと、災害がまた起きます。そういうものを危機管理課が機能を果たしてくれれば、いろんな開発の二次被害が起きないだろうと、私は思っています。 啓発はもちろんですし、緊急に備えた対応もありがたい話ですが、いろんな事業がある中で、それをその部署だけでは把握できない、他の問題がないかどうか、それを危機管理課の方でチェックできるような仕組み作りをした方がいいのではないかと、という思いがありまして、お聞きしました。そういったことが機能していけば、例えば説明会などが十分行われなくても、そういった部署できちんとチェックしてくれるだろうという思いがありまして、お話をさせていただきました。	【副市長】 開発も含めて、危機管理課として、それを所管する部署として、色々な施策において、きちんとチェック機能を働かせるべきだというご指摘かと思います。 当然、色々な会議の場に危機管理監、危機管理課長が入っておりますが、ご指摘はその通りだと思いますので、どういった体制でというのは検討させていただきたいと思いますが、今一度こういった開発も含めて、災害が懸念される事案については、危機管理課を必ず交えて、きちんと危機管理部門のチェック機能が働くような役所にしていきたいと思っています。	